

県央地域いのちを守る相談窓口ガイド

(支援者向け)

発行：新潟県三条地域振興局健康福祉環境部
平成 29 年 12 月改訂



《他機関へつなぐ際のポイント》

- 1 つなぐ先に電話を入れ、相談者の抱えている問題の概要を説明し、対応可能であるかを確認します。
- 2 対応できる日時、窓口名、担当者名を確認し、必要であれば予約を入れます。
- 3 相談機関名、電話番号、アクセス方法、相談対応日時、窓口名、担当者名等を、相談者に確実に伝えます。(可能であれば、相談機関のリーフレットを渡したり、メモして渡します。)
- 4 できる範囲で、相談者の希望に添って、相談機関への同行を行います。
- 5 紹介した機関に相談した結果について、事後報告してくれるよう相談者に依頼します。(問題が深刻で緊急の支援が必要だと思われるケースについては、当該相談機関に対し、相談者が実際に訪れたかどうかについて直接確認します。)

